

「仙台・レンヌ姉妹都市提携 50 周年記念」

参加事業認定基準・手続きについて

昭和 42（1967）年 9 月 6 日、仙台市とフランス共和国レンヌ市は国際姉妹都市提携を行いました。そして平成 29（2017）年、両市は記念すべき姉妹都市提携 50 周年を迎えます。

仙台市では、市民や団体、企業等の皆さまとともに提携 50 周年をお祝いするため、「仙台・レンヌ姉妹都市提携 50 周年記念」参加事業を募集します。

1. 参加事業認定基準

上記開催趣旨に基づき、以下の基準に合致すると認められる場合、「仙台・レンヌ姉妹都市提携 50 周年記念」参加事業として認定します。

（1）募集期間

平成 29 年 2 月～平成 30 年 1 月末日まで

（2）対象期間及び実施場所

平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月末日までに仙台市内で開催されるもの

（3）事業の内容および主催者に関すること

- ・フランスの文化、芸術、スポーツ、学術、教育、経済、観光などの分野において、その魅力を紹介し、理解を深めるため開催する事業。もしくは、フランスと仙台の交流・相互理解の促進、友好関係の強化に資する事業。特に仙台の国際姉妹都市であるレンヌ市やレンヌ市が州都であるブルターニュ地方に関わる事業が望ましい。
- ・料金等を徴収するものについては、その金額が適正な範囲内であること。
- ・特定の政党その他の政治的団体および宗教団体の利害に関わるものでないこと。
- ・特定の主義・主張や宗教の普及を目的とせず、公共の秩序や善良な風俗を害さないもの。
- ・主催者が行事を適正に実施する能力があると認められ、事業実施の見込みが高いもの。
- ・公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられていること。
- ・事業実施に係る責任や費用については、一切主催者が負うこと。
- ・その他「仙台・レンヌ姉妹都市提携 50 周年記念」参加事業の趣旨や目的に照らして不適当と思われる要素がないこと。

2. 参加事業に認定された場合

- ①認定された事業の広報を行う際に「仙台・レンヌ姉妹都市提携 50 周年記念」参加事業の名称を使用することができます。
- ②認定された事業は、仙台市のウェブサイトにおいて「仙台・レンヌ姉妹都市提携 50 周年記念」参加事業一覧に掲載されます。

3. 参加事業認定に関する手続き

必要書類を下記の宛先まで郵送または持参にてご提出ください。

- ①「仙台・レンヌ姉妹都市提携 50 周年記念」参加事業 認定申請書（別紙様式）
- ②事業の内容が分かる資料（事業概要、パンフレット等）
- ③実業実施主体（団体・個人）の活動に関する資料（過去の活動実績、団体の発行するパンフレット等）

《書類の提出先》

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

仙台市役所文化観光局交流企画課

電話：022-214-1252 FAX：022-211-1917

4. 注意事項

- ①提出された書類については返却いたしません。
- ②認定後、事業内容が申請書と著しく異なる等認定事業として適当でないと認められる場合には、認定を取り消すことがあります。
- ③事業について変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（別紙様式）を提出してください。
- ④参加事業として認定された場合においても、事業実施に関わるすべての責任は主催者にあります。仙台市が何らかの責任を負うことは一切ありません。